

1 7 学校の設置・廃止

□ 概説

1. 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届けなければならない。
 - (1) 設置し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
 - (3) 名称又は位置を変更しようとするとき。
 - (4) 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
 - (5) 二部授業を行おうとするとき。 (学校法施行令第25条)
2. 設置についての届出は、目的、名称、位置、開設の時期を記した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。ただし、分校設置の場合、目的の項は事由とする。 (学校法施規第3条、第6条)
3. 廃止についての届出書には、廃止の事由、時期、児童等の処置方法を記載した書類を添えなければならない。 (学校法施規第7条の7)

□ 手続書類

(1) 学校の設置・廃止

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 市町村教委の届出書	教育振興事務所 学校教育課	(様式設廃1) + 写1部	1月31日
2. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	

(2) 学校の名称(位置)変更

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 市町村教委の届出書	教育振興事務所 学校教育課	(様式設廃2) + 写1部	1月31日
2. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	